

### 三鷹市立第一中学校「校則」第二次改正案

生徒会役員による見直しを行い、理想の学校生活を実現するための「約束」として全面改正しています。

※ 第二次改正案は内容だけではなく構成も大幅に変更しているため対照表にはなっていません。

新（第二次改正：令和5年12月現在）	旧（第一次改正：令和4年12月現在）
<p>一中学生の「約束」</p> <p>以下の文章は、私たちが理想とする「認め合える」一中学生となるために必要な、そして、その時代を生きる生徒自身が考え、いつでも変化を遂げることのできる約束です。ひとりひとりの個性が生き、優しき溢れる一中を目指しながら、勉強と生活を両立し、日々自覚と誇りをもって生活しましょう。</p> <p>I 学校生活の約束 [この約束は本校の生徒全員が守っていく必要がある約束です。なお、細目については毎年4月のオリエンテーションで説明します。]</p> <p>1. 登下校 (1) 8時25分までに登校する。7時50分までは特別な場合を除き登校しない。 (2) 登下校の際は、指定された通学路を通る。 (3) 自転車による通学は禁止する。なお、校長の許可を受けた場合に限りバス通学を可とする。</p> <p>2. 欠席・遅刻・早退・見学・諸届等 (1) 生徒手帳の諸届欄または校支援アプリに保護者が記入・入力して担任の先生又は教科の先生に届け出る。なお、アプリによる連絡は学校から保護者に電話確認をする。 (2) 登校後無断で校外に出ない。必要ある場合は生徒手帳にその理由を記入し担任の先生の許可を得る。 (3) 転校、保護者、住所、氏名などの変更、移動があった場合は、すぐ学校長宛、担任の先生に届ける。 (4) 通学、在学、旅行運賃割引等の証明書が必要なときは、担任の先生に申し出る。</p> <p>3. 服装 気候や体調に応じて以下の本校指定の標準服を着用する。なお、行事等でドレスコードが示された場合にはそれに従う。また、身につけるものについては、指定以外はスクールカラー（白・黒・紺・グレー・茶色・ベージュ等）で整える。 (1) 標準服 ズボン、スカート、白ワイシャツ、白ポロシャツ、ブレザー、セーター、ベスト、ネクタイ、リボン (2) 防寒用衣服 ア コートの形は特に指定しない。登下校の時だけ着用し、室内や朝会時には着用しない。 イ マフラー・手袋は必要に応じて使用し、華美にならないように気を付ける。耳当てなどは使用しない。 (3) 靴 上ばき、下ばき、体育館ばきは、次のものを使用する。 ○ 上ばき 令和6年度 1年（赤）、2年（青）、3年（緑） ○ 体育館ばき 指定のものを使う。 ○ 下ばき 体育の外用・運動用としても使用するの、運動靴とする。 (4) 頭髪 常に清潔にし、髪型等は、次の基準にしたがって中学校生活にふさわしい髪型にする。 ○ 基準 ア 目にかからないこと。 イ 不必要な髪かざりやリボンなどは使用しない。 ウ 特殊な髪型や極端な髪型にしない。 (5) その他 ア アクセサリー類を身につけない。 イ バッグは、安全確保のために両手がふさがらないものが望ましい。</p> <p>4. 安全 校舎内外では、生命の安全を考えてじゅうぶん気を配って行動する。 (1) 屋上は先生の指導のあるとき以外は使用しない。 (2) 非常階段は避難の場合以外は使用しない。</p> <p>5. その他 (1) 他の教室へは許可なく入らない。 (2) 生徒手帳は必ず携行する。 (3) 学校生活に不要なものは持参しない。</p>	<p>本校の「きまり」</p> <p>「規則」や「約束」は、一人一人の人間が安全で、明るく楽しい生活をするために大切な役目を持っています。ですからお互いに協力し合い、また励まし合って、自分から進んで守れるようにする心がまえが大切です。</p> <p>みなさんは、伝統ある三鷹一中の生徒です。その誇りと自覚をもち、常に正しい判断のもとに充実した毎日を過ごすために次のことをしっかり守って生活しましょう。</p> <p>I 学校生活のきまり [この規則は本校の生徒全員が守るべききまりです。なお、細目については毎年4月のオリエンテーションで説明します。]</p> <p>1.登下校 (1) 登校及び下校時刻をしっかりと守る。 (2) 登下校の際は、指定された通学路を通る。 (3) 一般下校時刻以後の残留の場合は、先生の指導のもとで下校延長の許可を得る。 (4) 諸活動のために帰宅時刻の遅くなる場合は事前に連絡する。</p> <p>2.外出 (1)登校後無断で郊外に出ない。必要ある場合は生徒手帳にその理由を記入し担任の先生の許可を得る。</p> <p>3.服装 登校から下校までは次のような本校指定の標準服を着用する。儀式的行事以外では、ネクタイまたはリボンを着用しなくてもよい。ネクタイ・リボンを着用する場合は、白ワイシャツとする。なお、放課後帰宅し再び登校するときも下記による。詳しくは「生活のきまり」で確認すること。 (1) 冬服 ア 冬用のズボン又はスカートに白ワイシャツ又は白ポロシャツ、ブレザーを着用する。 (2) 夏服 ア 夏用のズボン又はスカートに白ワイシャツ又は白ポロシャツを着用する。 イ 学校指定のベストを着用してもよい。 (3) 防寒用衣服 ア コートの形は特に指定しない。登下校の時だけ着用し、室内や朝会時には着用しない。ジャンパーやウィンドブレーカーなどは防寒着として着用しない。 イ コートの色は黒・紺・グレーなど、派手でないものとする。 ウ マフラー・手袋は必要に応じて使用し、華美にならないように気を付ける。耳当てなどは使用しない。 (4) 内着 ア セーター・ベストは学校指定の物とする。 イ 下には必ずワイシャツを着用する。冬は上着としては着用しない。 (5) 靴下 ア 白・黒・紺のソックスとする。 (6) 靴 ア 体育の外用・運動用としても使用するの、運動靴とする。 (7) 使用期間 原則として次のようにする。 ア 冬服の期間 11月から5月まで イ 夏服の期間 6月から10月まで ウ 気候に応じ、前後に移行期間を設ける。</p> <p>4 頭髪 頭髪は、常に清潔にし、髪型等は、次の基準にしたがって中学生らしい髪型にする。 ○ 基準 ア 目にかからないこと。 イ 男子は耳やえりに髪の毛がかぶさらないこと。 ウ 不必要な髪かざりやリボンなどは使用しない。 エ 流行にとらわれず、特殊な髪型や極端な髪型にしない。</p> <p>5 安全 校舎内外では、生命の安全を考えてじゅうぶん気を配って行動する。 (1) 緊急避難の場合は先生の指示にしたがいがい、秩序正しく敏速に行動する。 (2) 自転車による通学は禁止する。 (3) 屋上は先生の指導のあるとき以外は使用しない。 (4) 非常階段は避難の場合以外は使用しない。 (6) ひさしには、絶対降りない。</p> <p>6 所持品 (1) 持ち物はすべて記名する。 (2) 腕時計は、学校に持参しない。 (3) 生徒手帳は必ず携行する。</p> <p>7 その他 (1) 上ばき、下ばき、体育館ばきは、次のものを使用する。 ○ 上ばき 令和5年度 1年（青）、2年（緑）、3年（赤） ○ 体育館ばき 指定のものを使う。 ○ 下ばき 体育の授業で使用する運動靴を使用する。 (2) 欠席・遅刻・早退・見学等は、生徒の諸届欄または校支援アプリに保護者が記入・入力して担任の先生又は教科の先生に届け出る。なお、アプリによる連絡は学校から保護者に電話確認をする。 (3) 授業時間以外の体育館、特別教室、集会室、保健室、図書室、各管理室とその備品を使用するときは担当の先生の許可を得る。 (4) バッグは、安全確保のために両手がふさがらないものとする。</p> <p>II 約束 [この約束は本校の生徒全員が楽しく、合理的に生活し、かつ学習効果を高めるために、生徒が互いに気を付けあい、生徒会の組織をとおして自主的に守ってほしいと考えていることがらです。]</p>

- 1 登下校上の約束
    - (1) 登校及び下校の際は、交通規則を守り、安全に気を付ける。
    - (2) 下校途中でより道したり、飲食店に立ち寄りたり、買い食いをしない。
    - (3) 8時25分までに登校する。7時50分までは特別な場合を除き登校しない。
  - 2 校内生活上の約束
    - (1) 学習の準備を整えて、始業の合図ですぐ着席する。
    - (2) 給食の決められた時間は、教室から出ない。
    - (3) 教室の移動は、休み時間内にすませる。
    - (4) 他の教室へは許可なく入らない。
    - (5) 他人の物は無断で使用しない。
    - (6) 2階の正面玄関は原則として使用しない。
    - (7) 給食当番は白衣と帽子を着用する。
    - (8) 校内で先生や来訪者にあったときはあいさつをする。
    - (9) 部活動は時間、あと始末等のルールをしっかり守る。
    - (10) 朝会、委員会、部活動等の集合時間に遅れない。
    - (11) 校舎内では静かに過ごす。(ボール遊びなどしない)
    - (12) 校舎の裏で遊ばない。
    - (13) アクセサリー類を身につけない。
  - 3 所持品についての約束
    - (1) 現金その他の貴重品は、集金日、物品購入日等の場合を一除いては、一切持参しない。特に、必要を生じた場合は、担任の先生に相談する。
    - (2) 学習に直接必要のない品物は、学校に持参しない。
  - 4 遊びについての約束
 

遊びは次の基準を参考にして中学生らしい遊びをくふうし、はじめのある生活をする。

    - ア 危険でないこと。
    - イ かけごとでないこと。
    - ウ 公共物を破損したり、他人に迷惑を及ぼさないこと。
    - エ 授業と休み時間のけじめをはっきりつけること。
  - 5 その他の約束
    - (1) 上ばきや体育館ばきは、不完全な状態で使用しないよう気をつける。
    - (2) 人の話や連絡、約束事や宿題等で大切なものは、メモをとるようにする。
    - (3) 給食のない時の昼食は必ず家庭から用意し、忘れたときでも郊外に買いに出ない。
    - (4) 校内放送は静かに聞き、掲示物等も注意して見る。
- III 日常生活で気をつけること  
 [主として個人生活に課する事柄で、中学生としては常識であり、ひとりひとりが自覚してその場その場で適切に判断し、勇気をもって自主的に実践してほしいと考えている道徳的な内容です。]
- 1 礼儀
    - (1) 登下校の際、先生や知人、友人に会ったときは、正しくあいさつをかわそう。
    - (2) 会話するときは、言葉遣いに気をつけ、相手の人格を傷つけないようにしましょう。
    - (3) 互いに人格を尊重し、協力し合って生活しよう。
  - 2 服装
    - (1) 流行にとらわれることなく、常に中学生らしい服装で生活しよう。
  - 3 健康と安全
    - (1) 規則正しい生活をしよう。
    - (2) 食事の前には手を洗い、食後には口をゆすぐ習慣をつけよう。
    - (3) 道路での歩行や校舎内での歩行は常に周囲の状況に気をくばり、右側を歩行するようにしよう。登・下校時は注意し、歩行中は横にひろがらないよう互いに気をつけよう。
    - (4) 校舎内では静かに行動し、窓から身をのり出したり、窓の付近では絶対に暴れないようにしよう。
  - 4 物や金銭の扱い
    - (1) ハンカチ、ティッシュは常に身につけておこう。
    - (2) 友人間で金の貸し借りや物品の売買はしないようにしましょう。
    - (3) 落とし物をしたり、金品を拾ったときは、直ちに担任か係の先生に届けよう。
  - 5 学習
    - (1) 授業に必要なものは前日に整えておき、忘れ物をしないようにしましょう。
    - (2) 授業の始めと終わりには正しい姿勢で礼をしよう。
    - (3) 授業中は私語をつつしみ、正しい姿勢で真剣に学習しよう。また、進んで質問する態度を身につけよう。
    - (4) 授業が始まってから入室したり、授業の途中で退出するときは、先生に理由を述べ許しを得るようにしよう。
  - 6 整理・整とん
    - (1) 自分の持ち物はいつもきちんと整理し、決められた場所にきちんと保管しておこう。
    - (2) 机、いす、ロッカーの中、掲示物、清掃用具等はいつも整とんしておこう。
    - (3) 校舎の内外に紙屑などが落ちている場合は、みつけたものが進んで拾うようにしましょう。
    - (4) 自分の靴箱は、自分が責任をもってきれいにしよう。
  - 7 公共物
    - (1) 机・いすその他の校具、備品等は大切に使用し、傷つけたり、落書しないよう互いに注意しあおう。
    - (2) ガラス、校具、清掃用具等が破損したときは、すぐ担任か係の先生に申し出るようにしましょう。

また、小さな破損は担任の先生と相談して、自分たちの手で修理できるものは、進んで修理しよう。

    - (3) 非常扉、防火用器材、非常ベル、ガス器具等には不用意に手を触れないようにしましょう。
  - 8 諸届
    - (1) 転校、保護者、住所、氏名などの変更、移動があった場合は、すぐ学校長宛、担任の先生に届けよう。
    - (2) 通学、在学、旅行運賃割引等の証明書が必要なときは、担任の先生に申し出て指示を得よう。
  - 9 校外生活
    - (1) 家庭に着いて、外出するときは、私服に着替え、行先、目的、帰宅予定時刻、いっしょの友人等を保護者に告げ、許しを得てから出かけるようにしましょう。
    - (2) 危険な遊びや、危険な場所では遊ばないようにしよう。
    - (3) 外で見知らぬ人の甘言や言葉にのらないようにしましょう。
    - (4) 夜間の一人歩きは絶対にさけよう。
    - (5) 不良行為をする仲間には、絶対に入らないようにしましょう。また誘われても勇気をもって、きっぱり断わるようにしましょう。
    - (6) 地域の行事に関心をもち、進んで協力しよう。
  - 10 家庭生活
    - (1) 学校からの連絡物は、その日のうちに保護者の方に渡そう。
    - (2) 予習・復習の習慣を身につけよう。
    - (3) 携帯電話やスマートフォンの使い方について家庭で相談してルールを定めよう。